資料２

建設工事における技術者等の適正な配置について

１ 技術者等の配置

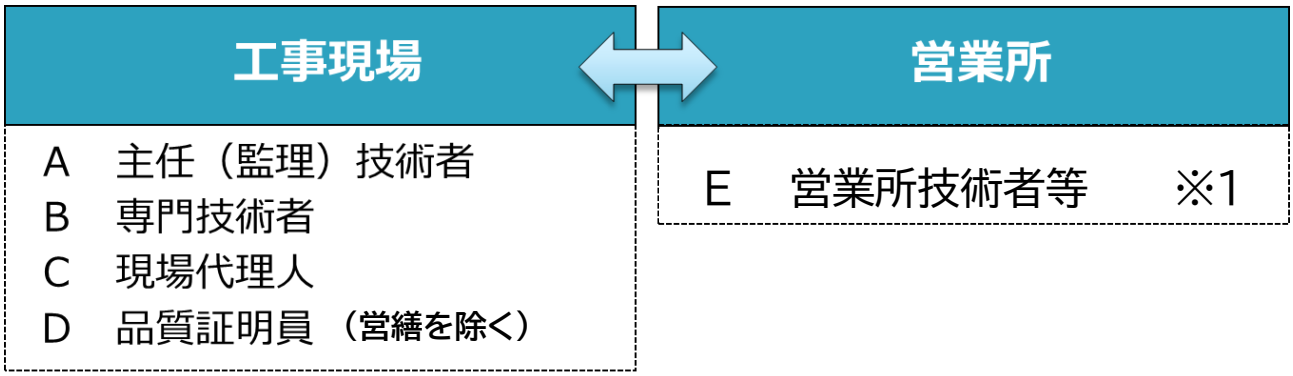

※1役割：建設工事に関する請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、発注者への技術的な説明、見積等）を行うこと。

２ 配置する技術者等

区分		対象工事等	資格等の条件
A	主任技術者	全ての工事（監理技術者以外）	建設業法に基づく資格 受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係
	監理技術者	下請金額 5,000 万円以上 （建築一式は 8,000 万円以上）	
B	専門技術者	土木又は建築一式工事で 他の専門工事を含む場合	専門工事の主任技術者の資格を有すること （下請けの技術者でも可）
C	現場代理人	全ての工事	受注者との直接的な雇用関係
D	品質証明員 （営繕を除く）	当初請負代金額が1億円以上 及び低入札価格調査対象工事	10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは 1級土木施工管理技士の資格を有するもの
E	営業所技術者等	建設業許可を受けている工種ごとに配置	各工種の主任技術者となる資格を有すること

３ 主任（監理）技術者について

（1）技術者の専任義務

工事一件の請負代金額が 4,500 万円（建築一式は 9,000 万円）以上の場合には、**元請や下請にかかわらず**、主任（監理）技術者を**専任**で配置しなければならない。民間工事も同様。

※専任：他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務にのみ従事すること。

※下請の専任期間は、**下請工事が実際に施工されている期間**とする。

※工事の専任義務が発生している場合でも、研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について発注者の了解を得ることができていれば差し支えない。

（2）直接的かつ恒常的な雇用関係

次の入札方式に規定する日以前の**3箇月以上**の雇用関係にあることが必要となる。

①総合評価方式制限付一般競争入札の場合は、**入札参加資格確認申請の日**以前。

②技術資料提出型制限付一般競争入札、格付等級指定型制限付一般競争入札、指名競争入札の場合は、**入札書提出の日**以前。

③随意契約の場合は、**見積書提出の日**以前。

（3）「現場代理人等通知書」作成時の注意点

①技術者の資格

ア 資格証明書等の写し（国家資格等を有する技術者の場合）

イ 実務経験証明書（実務経験による技術者の場合）

※実務経験証明書の証明者は所属会社名とすること。（技術者の個人名では不可）

ウ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習（登録講習）修了証の写し（監理技術者の場合）

＜実務経験とは＞	
高等学校の指定学科卒業後	5年（60ヵ月）以上
高等専門学校の指定学科卒業後	3年（36ヵ月）以上
大学の指定学科卒業後	3年（36ヵ月）以上
上記以外の学歴の場合	10年（120ヵ月）以上

②直接的かつ恒常的な雇用関係

3箇月以上の雇用関係が確認できるよう次のいずれかの資料を提出すること。

・監理技術者資格者証（表・裏）の写し

・市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し

・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し

・所属企業の雇用証明書の写し　⇒契約課で様式を作成済み

③請負代金額が **4,500** 万円（建築一式は**9,000** 万円）未満の工事（**専任義務なし**）の場合

ア 他の専任を要する工事の技術者でないこと。

イ （E）営業所における専任の技術者の場合には、**工事現場と当該営業所を概ね1時間以内**に移動することができること。

ウ 現場代理人を兼任する場合には、他の複数工事の主任技術者を兼任していないこと。（本工事を含めて2件までの兼任は可）

④請負代金額が **4,500** 万円（建築一式は**9,000** 万円）以上の工事（**専任義務あり**）の場合

ア 他の工事の技術者でないこと。（現場代理人等で他の工事に従事していないことを含む。）

資料２

４ 現場代理人について

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取り締まりのほか、工事の施工及び契約期間に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人である。

(1)現場代理人の配置について

①他の工事の専任の技術者又は(E)営業所の専任の技術者でないこと。

②請負代金額が **4,500** 万円(建築一式は**9,000** 万円)未満の場合には、一定の条件のもと2件まで現場代理人を兼任することができる。詳細は「５ 現場代理人等の兼任要件について」を参照

５ 現場代理人等の兼任要件について

現場代理人・主任(監理)技術者の兼任一覧表

			専任を要しない工事※1		専任を要する工事※2	
			現場代理人	主任技術者	現場代理人	主任(監理)技術者
同一工事	現場代理人			兼務可		兼務可
	主任(監理)技術者		兼務可		兼務可	
別途工事	専任を要しない工事	現場代理人	兼任可(※3)	兼任可(※4)	兼任不可	兼任不可
		主任技術者	兼任可(※4)	兼任可	兼任不可	兼任不可(※5)
	専任を要する工事	現場代理人	兼任不可	兼任不可	兼任不可	兼任不可
		主任(監理)技術者	兼任不可	兼任不可(※5)	兼任不可	兼任不可(※5・6)

※1 「専任を要しない工事」とは、主任技術者の専任を要しない工事(請負代金額が**4,500**万円(建築一式工事は**9,000**万円)未満)とする。

※2 「専任を要する工事」とは、主任技術者の専任を要する工事(請負代金額が**4,500**万円(建築一式工事は**9,000**万円)以上)とする。

※3 現場代理人を兼任するための条件は以下のとおり。

① 同一の者を現場代理人として配置できる工事は2件までとし、いずれも国、地方公共団体等が発注する建設工事であること。

② 請負代金額が、いずれも**4,500**万円(建築一式工事は**9,000**万円)未満の工事であること。

③ 兼任する工事現場間を概ね1時間以内で移動できること。

上記3つの条件にかかわらず、工事の内容、工事における特殊性が著しく顕著で兼任を認め難い場合は、兼任を認められない。

※4 現場代理人として配置され、他工事の主任技術者を兼任する場合は、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取り締まり等が困難でないものとするため、兼任できる件数を2件(現場代理人として配置された工事を含む。)までとし、以下の条件を満たす場合に限り、兼任を可とする。

① いずれも国、地方公共団体等が発注する建設工事であること。

② 兼任する工事現場間を概ね1時間以内で移動できること。

※5 密接な関連のある工事の場合には、主任技術者の兼任の特例により可とする。
ただし、専任の監理技術者については適用されない。

※6 監理技術者を兼任（専任特例）するための条件は以下のとおり。

【専任特例1号（法第26条第3項第1号）】

① 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
② 工事現場間の距離が1日の勤務時間内において巡回可能なものであり、移動時間が概ね2時間以内（片道）であること。
③ 下請次数が3次までであること。
④ 当該建設工事に置かれる技術者との連絡その他必要な措置を講ずるためのもの（以下、「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。（土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有する者）
⑤ 施工体制を確認できる情報通信技術の措置が為されていること。（CCUSなど）
⑥ 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場ごとに据え置くこと。
⑦ 現場状況を確認するための情報通信機器の設置がされていること。
⑧ 兼任できる工事は2件まで。

【専任特例2号（法第26条第3項第2号）】

① 専任特例2号の監理技術者が兼任できる工事は2件までとし、いずれも国、地方公共団体等が発注する建設工事であること。
② 予定価格（税込）が、いずれも3億円未満の工事であること。
③ 兼任する工事現場間を概ね2時間以内で移動できること。
④ 兼務する工事が低入札工事でないこと。
上記4つの条件にかかわらず、工事の内容、工事における特殊性が著しく顕著な場合は、兼任を認められない。
⑤「同一工事と見なせる範囲の合理化」による同一の監理技術者等が管理できる範囲について確認すること。※8

【重要】

専任特例を適用しようとする場合は必ず【監理技術者制度運用マニュアル 三 監理技術者等の工事現場における専任 （2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例】を確認すること。

※7 市発注工事と市以外の機関の発注工事間で技術者を兼任しようとする場合において、判断基準をすべて満たす場合であっても、市以外の機関の規定等により兼任が認められない場合があるため注意すること。

※8 同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限らない。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

この場合、これら複数工事に係る下請総額の合計を5,000万円（建築一式工事 8,000万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金額の合計が4,500万円（建築一式工事9,000万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

6 営業所における技術者について

営業所における技術者（営業所技術者又は特定営業所技術者）（以下、「営業所技術者等」という。）は、営業所ごとに建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者である。

（1）技術者の専任義務

営業所技術者等は、その性質上専らその職務に従事することが必要となる。

そのため、工事現場ごとに専任を要する監理技術者等又は工事現場への常駐が求められている現場代理人にはなれない。

（2）専任の特例について

営業所技術者等は、以下の各種建設工事について要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。

なお、専任特例を活用する場合との併用はできない。

また、以下の①～③の併用はできない。

① 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事

以下の要件を全て満たすことが必要

ア 営業所技術者等がおかれている営業所において請負契約がされた建設工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること。

ウ 専任特例1号の要件①～⑦まで満たしていること。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

② 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合（※1）。）

以下の要件を全て満たすことが必要

ア 営業所技術者等がおかれている営業所において請負契約がされた建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

※1 「近接している」とは、兼務する工事現場と当該営業所を概ね1時間以内で移動できること。

③ 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（②の場合以外。）

①の要件を全て満たすこと。（専任特例1号の①は除く。）

7 技術者の変更

監理技術者等を工期途中で交代する場合は、受注者からの協議に対して承諾することにより変更を認めています。

（1）技術者を変更できる例外

①死亡

②病気等

③退職

④転勤

単なる受注者の都合による転勤でなく、当該技術者本人の人道上やむを得ないと判断される理由による場合

該当者の申立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提出が必要となります。

⑤受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、**大幅に工期が延長された場合**

⑥橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

⑦ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が**多年に及ぶ場合**

⑧出産、育児、介護等（働き方改革）

受注者から、「該当技術者本人が出産、育児、介護等のため、監理技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合

受注者は該当者の監理技術者等として現場に専任して職務を遂行できない旨を書面にて提出することが必要となります。

（2）技術者変更時の注意点

①交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点であること。

②交代前後における監理技術者等の技術力が同等（公告条件等に適合している）以上に確保されること。

※総合評価方式で発注した案件については、技術者の加点（工事実績、工事成績等）により入札時に有利となっている可能性があるため、特に注意が必要。

③工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置がされること。

8 技術者配置時の注意点

（1）技術者の配置期間

本市では、技術者の配置期間を工期の開始日から工事完成届の提出日までとしている。

他工事に配置している技術者又は現場代理人を配置予定技術者とする場合は、工期の開始日に配置可能であるか確認すること。

なお、現在、他工事に配置している者を配置予定技術者の資格確認表に記載する場合は、従事している工事名、完成届提出予定日等を記載すること。

9 参 考

建設業法に関する資料

・国土交通省　中部地方整備局

「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて」

URL：https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/qa/qa.htm

・国土交通省　近畿地方整備局

「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」

URL：https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html

※それぞれ最新版を確認してください。